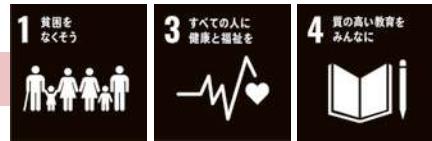


基本施策4

特別支援教育の推進

施策

(1) 特別支援教育の推進



現状と課題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行等、共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

また本市においては、「伊勢市手話言語条例」の施行等、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することを目指した取組が進んでいます。

各学校（幼稚園）においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

また、特別な支援を必要とする子どもが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システム^(※1)の構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要な力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要とされます。

各校（園）では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、医療、福祉等の関係機関との連携、「個別の教育支援計画」^(※2)及び「個別の指導計画」^(※3)の策定等、一貫した教育を進めていくことが重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校（園）にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

さらには、専門家による巡回相談や就学相談の充実を図ったり、保護者、教育関係者等に特別支援教育に対する啓発を進めたりする必要があります。パーソナルファイル^(※4)についても、保護者とともに活用を進める必要があります。

※ 1：障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

※ 2：障がいのある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画。

- ※ 3：学校の教育課程において、児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。
- ※ 4：発達や教育に支援の必要な子どもが、小学校入学前から仕事に就くまで、安心して一貫した支援を受けられるよう、支援の情報をスムーズに引き継ぐためのファイル。

主な取組

特別支援教育の推進	<p>特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、ICT機器の活用や見通しをもちやすい展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進します。</p> <p>特別支援教育や発達障がいへの理解・啓発を進めるため、教職員・保護者向けの研修会を開催していきます。</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供を行います。また、校内委員会を開催し、校内体制を見直すことで、個性に応じた支援を推進します。</p> <p>学習支援員・看護師・教育支援ボランティアを配置、派遣して支援します。そして、切れ目ない支援を行うため、相談員による巡回相談や、幼稚園等から小、小から中、中から高への引継ぎを十分に行います。さらに、関係機関との連携強化を図り、特別な支援を必要とする子どもたちをサポートします。</p>
特別な支援を必要とする子どもの就学への支援	子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供します。また、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ります。
特別な支援を必要とする子どもへの就学奨励	特別な支援を必要とする子どもの保護者に学用品費等の一部を給与し、経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及・奨励を図ります。

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
小中学校の通常の学級において「個別の指導計画」を作成した学校の割合	—	—	100%	
校内委員会を年4回以上開催した学校の割合	78.3% 40.0%	91.3% 80.0%	100% 100%	小学校 中学校

4章

「基本施策」と「施策」 基本施策4 特別支援教育の推進